

## 卒業式におけるマスクの取扱いについて

### 1 概要

- 卒業式の教育的意義に鑑み、文部科学省から令和5年2月10日付で、「児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本」等とする「基本的な考え方」が示された。
- これを受け、県教育委員会においては、各県立学校に対し、換気の実施など必要な感染症対策を講じた上で、この「基本的な考え方」を踏まえ、各学校の実情に応じ、適切に卒業式が実施されるよう周知を行った。

### 2 基本的な考え方

- (1) 児童生徒及び教職員については、国歌・校歌等の斉唱や合唱時等を除き、入退場、式辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外して差し支えない。
- (2) 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求める。
- (3) 換気の実施など必要な感染症対策を講じるとともに、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控える。
- (4) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。
- (5) 児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- (6) 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行う。